

近代における陰陽師のゆくえ

木 場 明 志

はじめに

東アジアの一角に位置する日本という地域の歴史形成に關して、神道（神祇信仰を含めておく）・儒教・仏教の影響①が多大であつたことと同様に、近年の研究成果によつて、陰陽道なるものもまた重要な要素として等閑にすべきでないことが認知されてきた。認知の理由となつた注目すべき研究視点は、陰陽道が道教の一半である「長生」を基本的属性にもつことから、日本ではそれが政治的権力によつて利用され、王権維持のための呪術・技術として王権の手によつて編成されて王権の一端を担つてきた、とするものであつた。^②

史的推移および地方散在陰陽師の動向から解明することを課題として、本誌既刊号などに若干の成果を発表してきた筆者^③が、日本近代における陰陽道の展開過程についても研究課題とすべき時期が来ているとの判断から、全体像の把握には道遠い現況ながら、近世には、「その数、万人成へし」と多数を数えた陰陽師たちが、明治維新後の近代社会の形成の中で、どのようなゆくえを辿つたのかについて、その大略を示して今後の研究に資したいとの思いから誌そうとするものである。

その前提として、日本近世陰陽道の様態を簡略にみておこうと思う。宮内庁書陵部所蔵土御門家文書（土御門家は近世陰陽道を主管していた）の『御家道規則記』天明六（一七八六）年寺社奉行へ届出書控には、

陰陽道之儀者、天地陰陽五行造化之神靈を第一に尊崇し奉、天地地祇八百万之祭祀所也。天社神道与申、是を職業仕候者共、為冥加於泰山府君此所神秘神前天下泰平国家安全五穀成就万民豐饒、殊ニハ水火災厄解除之祈念專精誠仕候事勤行御座候。扱又、自他之信心ヲ以、夫々之祈願或者占考加持禁厭等ヲ以、家業ニ仕候事に御座候。其上、天文曆術周易洪範六壬遁甲九宮八卦時日方角量數、學力之器量次第施可相嗜儀御座候。右蒙伝授免許候事者、往古より土御門家相伝正統之家柄ニ御座候。中興鹿苑院殿義満公ニ至、再御教書ヲ以支配之儀被仰渡、其後天和三癸亥年、土御門泰福卿江陰陽道之儀自今安家ニ被附置候間、可令下知諸國之旨綸旨 御朱印被致頂戴候。(下略)

とあって、陰陽道が土御門家の主宰する天社神道のもとで、公的役割としては天下国家の安泰の祈願、特に水火による災厄の解除を祈念することを担い、私的には陰陽師それが祈願・占考・加持・禁厭（まじない）を家業とする存在であるとしている。さらには、天文（天変地変を占うこと）暦数（暦を立てることの伝授が公権力によつても土御門家に委ねられていることを述べ、陰陽道統括支配の正当性の主張がなされているところである。

このように、宮廷陰陽道を伝統的・家業的に継承して近世期まで存続していた土御門家(平安期の陰陽道達人とされる安倍晴明の後裔にあたる)によって近世陰陽道は主管され、ことに天和三(一六八三)年以降には、綸旨と朱印状の権威を背景に、同家のものもとへの諸国散在陰陽師および陰陽師的宗教者群の支配・統括が進行したのであつた。

諸国陰陽師支配は漸次的に進んだが、その支配対象は東京大学史料編纂所所蔵土御門家文書の『陰陽道家職一件』明和二(一七六五)年「陰陽道家職之義申上候書付」に、

陰陽師家職

- 一、判はんじ諸事占方之事
- 一、神道行事一切之祈祷之事
- 一、地祭家堅五穀之祭之事
- 一、四季之祓荒神之祓并札守之事
- 一、暦年筮配申候事
- 一、秘符ましなひ矢除之守之事
- 一、日曆十二神之札并神馬之札之事
- 一、千寿萬歳之事

と挙げられて、具体的にはト占・祈祷・地神経読み・かまど祓い・土公祭・暦配り・まじない・お札配り・萬歳などを家業とする人々であった。⁽⁵⁾こうした人々が近世の陰陽師

であり、それらの人々が近代に入つて以降どのように存在したのかの様相を考えてみたい。

二 明治維新当初土御門陰陽道の動向

問題の所在を改めて確認しておこう。陰陽道は土御門家によつて、儒家神道の一派と位置づけられる天社神道の名のもとに教団的に組織されていた。幕藩体制下宗教統制の一環としての意味で、そこには公権力との一定の関係に基づいて、国内各地に散在した前掲諸生業の人々が組み込まれていく状況が進行していた。それは、公権力の民間浸透の動静とも見られるが、陰陽道の場合は公家の一員である土御門家ということが様相を複雑なものとし、幕府権力と朝廷権力との均衡あるいは相互依存のもとで將軍朱印状と天皇諭旨の効力に頼つていた状況は、明治維新政府の成立によつて新状況下・新権力下での新しい意味づけを必要とする状況へと移つたのであつた。明治維新は、公家であつた土御門家に朝廷政治の復活を夢想させ、武家方への配慮の無用による権益増大が成るかと期待させた。しかし、それが束の間、維新政府の開化志向は、天社神道をト占祈祷をこととする宗教者の組織であつてその実は淫祀邪教に類する見做し、また日本古来の神祇によらず漢学的・中国

的思想によつて立つものと見做したのであろう、明治三（一八七〇）年閏十月に天社神道門人免許禁止の令が出されたに至る。すなわち陰陽道組織が差し止められたであり、組織傘下にあつた地方散在陰陽師たちにとつては寄る辺を失う事態が現出した。この以後、陰陽師たちの動向はどう展開したのであろう。こうしたことについての研究事例として、菅根幸裕氏によつて、近世に京都空也堂に組織されていた念仏聖たちの近代におけるありかたについて、明治四（一八七二）年十月の六十六部廻国禁止（太政官布告第五三八号）という民俗宗教への禁圧をくぐり抜け、天台宗に寄留することで存続を成したことが明らかにされてきた。^⑥筆者のかつての予測では、明治政府の民俗宗教抑圧政策を極めて強力なものと類推し、「民俗宗教は既成教団への包摶、新教団設立、秘密結社化のどれかを選択しなければならなくなつていつたのであろう。」としたのであつたが、精細な菅根氏報告に出遭つて、陰陽道についても近代的具体的な様相を解析する努力がもつと必要であろうと改めて考えたのであつた。ことに、近時の日本史研究の傾向にみられるように陰陽道が王権に関わるものとするならば、近世王権が消滅した後に近代王権によつて存在が否定された陰陽道のゆくえは、歴史学的にはどう考えたら良いのだろ

うか。先ず実態の研究報告から始めて考察していくべき」とが肝要と考える所以である。

さて本論に進むが、明治維新政府の成立は、当初、土御門家にとつてはとりあえず歓迎すべきことであったと思われる。その理由は明治元（一八六八）年三月に始まる一連の神仏判然令が、仏教系民俗宗教者の還俗復飾による天社神道帰入、あるいは同系民間祈祷者の天社神道新規加入を促したと思われるからである。幕末期の排仏傾向や社会不安増大による祈祷師横行の世相から、天社神道の門人は漸増傾向にあつたといえようかと思う。神仏判然令は初め排仏令として機能したので、形式的には神道を標榜する天社神道は、仏教系の徒の神道参入の受け皿となるに十分であつたであろう。天社神道は諸国に触頭をおいていたが、明治二年三月に制令者と改称されなお五五か国（藩）に一一六人が任じられていて、その隆盛が窺われるところである。制令者任命を機に配下引き締めを企つて土御門家から発された木版刷り一枚文書は次のように言う。

今般

王政復古

御一新ニ付申渡

陰陽道之儀は、至政至美的丹心を以て天神の命を窺ひ、

人の疑惑を決し宜に處らしめ、且、勸善懲惡を専らとすべきの處、近來其法区にして、或は紛らしき自己の流儀などを立て、當道の本旨を失へるもの少なからず。方今の御時節ニ候へは、是迄の幣風を断然と一洗し、周易に基きて正法を行ひ、自餘胡乱の占候悉廢絶可致候。此旨訖度相守り、日々正直清潔を常として永く職業を営へきこと。

一、称号を看板等へ書出し候儀、堅く停止之事。

一、不正不筋之祈祷、決て致間敷事。

一、無免許ニ而當道を行ひ候もの有之候は、可申出事。右の條々堅く相守可申候。若違犯之者於有之は、嚴重ニ可申付もの也。

明治二巳年三月

陰陽道

役所印

ここからは、「幣風を断然と一洗」のような維新の合い言葉によつて組織の自浄と統率を強めようとする動きが読め、開化啓蒙へ進もうとする新政府への呼応的配慮が看取される。事実、地域によつてはすでに啓蒙政策が格別に急速進展しており、奈良県の場合、啓蒙官僚の県知事就任による無謀な啓蒙政策が影響したと推測される事柄として、奈良県立図書館所蔵の行政文書「明治二年中 神道陰陽道

許状及補任製造状返納之覚」には、幕末期嘉永元（一八四八）年～明治二年の土御門家陰陽師許状が十八通も返納されて在る。僧侶二名・女性二名の名もあつて、天社神道の内実が窺われるところである。

三 天社神道門人免許禁止と陰陽師の所管

幕府の消滅はまた、陰陽道の本來的職掌であった編暦の実權を幕府天文方に奪われていた土御門家にとって、まさに好機到来と映じたようであり、編暦業務の所管を新政府に願い出て当面の許可を得、明治三年二月には政府設立の大学に属する天文暦道局の一吏員として京都を離れて東京へ移つたのであつた。配下としてきた諸国の暦師たちも弘暦者の名称で大学領暦局出仕となり、順調に陰陽道教団の近代対応が進行するかに見えた。しかし、新政府は天社神道を新時代に必要な宗教とは見做さず、土御門家の編暦技術をも太陽暦移行準備の観点から不要としたのであろう、まずは天社神道門人免許の禁止を令したのであつた。すなわち、明治三年閏十月十七日附太政官布告第七四五号は次のように述べる。

従来天社神道ト唱ヘ、土御門家免許ヲ受ケ候者共、両刀ヲ帶シ絵符ヲ建宿駅通行候由、甚以無謂事ニ付、自

今右等之所業被差止候嚴重可申達。尚今後門人免許一切被禁候旨、今般土御門和丸ヘ御沙汰相成候条、府藩県ニ於テモ此旨相心得管内取締可致事。

土御門家にとつての大きな不幸の一つは、維新政府への対応に忙しい明治元年十月に当主土御門晴雄が没して、當時十一才の和丸（のち晴栄）が家職を継いだことにあつたかも知れない。維新政府の啓蒙開化姿勢は時の潮流としてとどまべくも無かつたろうが、右の布告に付隨して土御門家の編暦御用掛出仕も免ぜられ、土御門家の陰陽師統括・編暦関与の両面に亘る権益は、すべて停止されてしまった。

明治三年閏十月十三日 天社神道組織廃止
同 四年 十月十四日 巡国修行六十六部禁止

同 四年 十月二八日 普化宗（虚無僧）廃止
同 五年 九月十五日 修驗宗（修驗道）廃止

同 五年 十一月 九日 僧侶托鉢禁止

同 六年 一月十五日 梓巫市子憑祈禱狐下げ禁止
同 七年 六月 七日 禁厭祈禱（まじない）による医療行為差し止め

などの一連の啓蒙開化、淫祠邪教類整理施策の先駆けを挙げた土御門家は、子爵の地位を与えられて華族の一員となり、以後、陰陽道から手を引くこととなつた。

そこで、拠り所を失った陰陽師たちの所管が気になるところであるが、まったくの平民として在住地の府藩県に所管されることとなつたのであつた。したがつて、すぐに廃業する場合は問題ないが、なんらかの理由で従来的活動を継続しようとする際には、相応の理由を述べ立てて、しかも新時代に適合する職として府藩県の認可を受けなければならぬ立場となつたであろう。もつとも、京都府の場合、当座は営業税と引き換えに許可鑑札を下付する方針にとどまつていたよう¹²⁾、京都市歴史資料館所蔵『郭巨山文書』の「陰陽師の事」では、先の天社神道門人免許禁止の令に続けて、

廿一步税者、御布令出候十三日ヨリ可差上事ハ追而御鑑札御下ゲ渡シ相成候上、右集置候税錢上納可致筈ニ
候間、此旨可被得候。(中略)

庚午(明治六年)閏十月廿九日 京都府

とあって今後に研究の余地を残している。恐らくは当座においては府藩県によつて取り扱いに多少の差があつたものと言えよう。

なお、明治五(一八七二)年三月の教育部省設置は、神道国教化政策の失敗による神仏合同布教体制の構築を意味したが、教育部省は神道側教導職の不足と陰陽師の活用を思い

合わせたのであろう、陰陽師の教育部省管轄・教導職任用を考えたようである。すなわち、国立公文書館所蔵『公文録』の教育部省による明治六年一月八日附「陰陽師易者等管轄ノ儀伺」では、

一、陰陽師易者觀相者墨色判断者等ヲ以、当省ノ管轄トスベキ事。

右陰陽師等ハ愚夫愚婦ノ為ニ疑ヲ決シ惑ヲ解ク職ナレバ、第一ニ天祖及ヒ占神ヲ奉祀シ敬神ノ道ヲ主トシテ鑑ヲ行ハシメハ、施教ノ一助ナルヘシ。

と太政官正院に伺いを出したが、「穩當ニ無之候ニ付御許容無之方可然」との一月十四日附左院意見もあつて同二十日附で「不被及 御沙汰候事」と却下されている。

四 門人たちの動向

さて、陰陽師たちは文明開化に悖らない形であれば、單なる民間宗教者として自営を続けることは可能であつたと思われるが、この時期の陰陽師個人の行動記録は筆者のもとに収集されていない。ただ、近世に土御門家に帰属していた陰陽師は民間芸能者としての本業を持つ「兼職陰陽師」である場合も多かつたので、そうした人々にとつては、土御門家の庇護を離れても、もともと卑俗な占いに携わつ

ていたわけでもなかつたから、本来の生業をもつて生計の途とし続けたいとの願望は強かつたであろう。

例えば三河万歳師は、江戸市中および諸国への正月万歳

をもつて知られた土御門家被官であったが、鈴木実氏「土

御門家と三河万歳」によると、明治三年十二月十九日に、

所管となつた豊橋藩庁から万歳の官服着用・帯刀・配札は

おろか、万歳行為そのものの禁止が申し渡されている。廢

業の危機となつたのであるが、藩への嘆願を繰り返した結果、藩内での万歳業が認められた。こうして広域への廻勤

が不可能となつて経済的困窮が案じられたが、西尾市の森下万歳組の場合には幸いにも新権力の一角にある公家方二

十八家の参殿が明治四年正月から許され、参殿許可状を得て糊口を凌ぐことができた。そして、明治六年十二月に

は地域官庁の万歳公認をとりつけて自分たちで取り決めを行つまでにまでに回復した。⁽¹⁴⁾ すなわち、

法則

一、三河国万歳之儀者、旧来天下一般年始御祝祭仕来

候処、

今般 王政御一新ニ付天朝江奉伺候処、年始万歳之儀從前之通不苦旨被仰付承知奉畏、依之皇國一般先規之通広可相勤事。

一、太政御法令之儀者不及申、万歳作法之通正鋪相守、
非儀非道之儀無之、異法新法之不可修行務事。
右之趣堅相守、職業正鋪可勤之者也。

明治六年十二月

三河国万歳取締

大久保寿太夫 印

山内彦作太夫殿手代

大久保拝次殿

との、新時代対応の自主規則を持つことで少しづつ社会的認知を獲得していく。のち、明治十年頃にはほぼ各地にも公認され、明治中期には神道職としての神道三河万歳を称する変容を経て民間芸能者として存続してきた。

次には播州歌舞伎を支えた高室役者の場合を見よう。兵庫県立歴史博物館所蔵の明治八(一八七五)年「東高室村座株整理規定書」には、

村方規定書之事

一、今般演劇渡世ニ付、乍旧来西京土御門殿御免許奉

頂戴演劇営業仕来候処、先般御一新ニ付御免許御廢シ候間驚入、則七座ヨリ当管轄磨県官庁へ御鑑札奉願

候処、厚御仁愍ヲ以御鑑札御下渡ニ付営業仕候得共、尚向後新規之座株組出来候而は耕作等不熟ニ付、自然村方困窮ニ陷入候義も難計、村方一同示談之上總相対

ヲ以座株組七座限ニ相定、且又自儘ニ付勝手ヲ以他村
座組江相交出稼仕候而は、行々村方裏微之基ニ付是亦
相慎候間、右約定ヲ以則座本当村大和太七、小野林吉、
鈴木新兵衛、小林求三郎、石田徳次郎、浅野林藏、浅
野織藏七座ヨリ金百円相償、則村方ニ正ニ受取。永世
為後日依而如件。

明治八年亥二月十二日

第五大区第七小区

東高室村

伍長 中村忠次郎 印

(他連署略)

とあつて、ここでも土御門家免許廢止後は、管轄の県から
鑑札を得ることで芝居役者渡世を継続することができたと
分かる。そして、三河万歳組同様に同業者結合組織である
座株組によつて集団として官庁に交渉し、また生活経済を
守るための自主的行動をとつてゐる。この人々は明治十一
年八月に至つては「演劇営業会舎」という演劇営業のため
の組織を結成し、規定を作成して各組間の共存共栄を図つ
た。¹⁵⁾

また、土御門家の傘下には京暦・南都暦・伊勢暦に代表
されるような諸国の暦師・頒暦師たちがいたが、維新後に
は彼らは土御門家と共に新政府の編暦・頒暦御用を勤める
立場となつて存続し、明治三年四月には「弘暦者」と称さ
れる存在となつてゐた。この弘暦者たちの場合、土御門家
支配が停止され、さらに同家が政府御用から排除されても、
彼らの持つ諸国頒暦の機能、および既得権益認可と引き換
えの冥加金名目の政治献金は政府にとつて当面必要なもの
と見做され、府藩県の所管に移されながらも弾圧までは無
かつた。しかしながら、既得権としての各弘暦者の頒暦圈
は多府県にまたがることがしばしばであつたので、広域的に
府藩県の認可を一々得なければならないことは弘暦者た
ちにとつてやはり抑圧であり、また弘暦者間での頒暦圈再
調整も重要案件となつてゐた。南都(奈良)弘暦者の場合
の¹⁷⁾『吉川家文書』にある「弘暦者出張ニ付印鑑願書」を見
ても、

奉願上

一、添下郡山辺郡江龍出候

山村左門

添下郡葛下郡江龍出候

中尾生善

十市郡宇智郡江龍出候

吉川辰治

伊賀上野辺江龍出候

藤本忠儀

山辺郡宇陀郡江龍出候

藤木良弼

(中略)

右之者夫々弘暦罷出止宿候付、乍恐名々壹員宛御印

鑑被為下置度奉願上候。尤年内弘曆相済次第速返上可仕候。以上。

明治三年午年

弘曆者總代
藤木良弼 印

奈良御県

御役所

と、所管の県へ度々願い出ている様子が知られる。

こうしたこととのため、弘曆者たちが同業者の相互利益を目的に明治五（一八七二）年に起こした行動が、国立公文書館所蔵『太政類典』の同年三月二一日附「文部省から太政官へ上申」に窺われる。

頒曆ノ儀ニ付、一昨庚午年（明治三年）四月、弘曆者被定、昨年逆モ同断被仰付有之候處、今般弘曆者共申合、東京大阪ニ商社ヲ設ケ曆本売弘致度段願出候ニ付、尚亦致評議候へ共、何等ノ差支無之儀ト存候ニ付願ノ趣聞届候。最モ冥加金ノ儀ハ大藏省ニ於テ一般ノ税則被定候上ハ、如何様共可仕候へ共、先ハ從前ノ通當省へ受取置候。此段申上候也。（下略）

つまり、弘曆者たちが全国連合し、曆本売り弘め拡大のための商社（頒曆商社）の設立を図つたと知られる。この計画は三月二二日附で許可され、二四日附で府県へ達され

たので、東京商社取締に就任した藤沢藤造は日誌⁽¹⁸⁾に、曆商社規則文部省江奉願上、同三月廿四日願之通御許容御聞届被為成下候ニ付、東京大阪兩所曆商社相開、弘曆者中安業永続至時万歳希故、当日記ヲ以末代根元録トシ初記可致祝筆者也。

以上のように、本来的生業があつて、しかも集団で土御門家組織に帰入していた人々の場合は、その庇護を失つても集団の力で本業を守ることが可能であったと言えよう。吉川辰治家は明治十七年八月二十五日附で林組から退職している。

五 隅陽道の再興

本業が別にあつた人々に比べると、占い・祈祷を生業として抑圧対象となつた旧陰陽師の立ち直りは容易でなかつたものと考えられる。完全廢業であつたとは思えないものの、公然とは活動しにくい境地に追い込まれていたのである。彼らの動きが見え始めるのは明治二十年代（一八八七）になつてからである。管見に入つたいくつかについ

て既に拙稿「明治以降の土御門系陰陽師⁽²⁾」に挙げておいた
が、その再興の動機と理由は次のようにあつた。京都府立
総合資料館所蔵『若杉家文書』の明治二五（一八九二）年
七月附の「陰陽道本府設立願」は子爵土御門晴栄の名義で
提出されたが、そこには、

維新ノ際吾家道廢止セラレ以来、（中略）神仏兩道ノ
如キハ神職僧侶ニ於テ各々統ヲ繼ギ絶ヲ興シ、其教其
宗其派ト称シ神徳ヲ照シ仏恩ヲ輝ス、実ニ至レリト謂
フベシ。然ルニ独リ吾陰陽道而已未ダ之レヲ拡張スル
ノ主長ナク、之レヲ總務スルノ本部ナク、日ニ衰へ月
ニ廃レ、既ニ已ニ地ニ墜タルガ如ク、陰陽師ト称スル
者ヲ觀ルニ、風儀甚ダ紊乱シ陰陽道ノ何タルカラ知ラ
ザルモ、唯一時ノ糊口ヲ凌カシ為ニ切りニ陰陽師ト称
シ、或ハ路傍ニイミ愚夫愚婦ヲ蠱惑シ貪財ノ所業ヲ為
シ、或ハ無根ノ虚言ヲ吐キ人ヲ混迷ノ裡ニ陥ヒ、為ニ
不慮ノ災害ヲ招カシムルノミナラズ、将来ノ方向ヲモ
誤ラシムルモノ往々之アリ。甚シキニ至テハ病者ニ医
薬ヲ指図シ、又ハ医師ノ診察ヲ巨絶シ、為ニ貴重ノ生
命ヲ傷フモノ尠ナカラズ。尚シ今日依然トシテ此儘ニ
捨置キ候時ハ、尚ホ一層ノ弊害ヲ來サンモ計難ク、然
ル時ハ国家最大ノ不幸ニシテ徳義上太ダ忌ムベキ而已

ナラズ、（中略）

今般拙者ニ於テ祖先ノ遺業ヲ継ギ、陰陽道本府ナルモ
ノヲ設立シ、宣ク規約ヲ選定シ、普ク全国ノ陰陽師ニ
説テ、以テ漸次今日ノ悪弊ヲ矯正改良シ、斯道ノ振起
拡張ヲ計度存候間、（下略）
とあつて、他の諸宗教が復興したのに陰陽道教團のみがそ
うでないこと、正しい陰陽道が行われないために私称陰陽
道が横行して社会を乱していることを挙げ、社会矯正・社
会改良の意味から陰陽道を再興したいとしている。

こうした主張は明治二六（一八九三）年二月二十日附で
内務省認可を取り付けた「陰陽道教会」（事務所は静岡県掛
川）の場合も大同小異であつて、その「教会設立緒言」に
おいて、

本会ハ即チ斯ノ二神（イザナギ・イザナミの陰陽二神）
ノ大道ヲ奉シ、造化三神ノ妙用ヲ軀シ、立教ノ主義ト
スルヲ以テ陰陽道ト名ク。（中略）大義ヲ忘レ本領ヲ
失シ、空理ニ昵ミ邪教ニ迷ヒ、左道ニ陥リ、以テ我カ
大道ヲ誤ルモノ蓋シ尠シトセス。（中略）固有ノ大道
ヲ宣揚シ、汎ク国民ヲシテ國体ノ大義ヲ明カニシ、益
進テ建国ノ基礎ヲ鞏固ナラシムヘシ（中略）希クハ敬
神愛國ノ諸士、微念ノアル所ヲ諒シテ、教旨ヲ輔翼贊

成アランコトヲ

のようすに、明治の天皇制国民国家建設に資するためという大目的を掲げ、社会改良的内容を伴つてゐた。

いま、土御門家出願になる「陰陽師取締規則」(若杉家文書)からそした内容の部分を抄出すると、

第一条 本道は天地陰陽ノ真理ニ法リ、上古 神聖ノ創舉シ給フト占道ヲ講求シ、履ム所行フ所ヲ天道ニ資シ、大ハ以テ天下ノ國利民福ヲ図リ、小ハ以テ一己ノ身上ヲ修メ、至誠純一ノ正道ヲ履行シ、全國陰陽師ノ幣風ヲ矯正改良シ、朝恩国恩ニ報酬スルヲ以テ主旨トス。

第五条 本道ハ全國陰陽師ノ弊害ヲ矯正改良シ、真正ノ道ニ至ラシメンガ為ニ、左ノ事項を施行スベシ。

一、上古 神聖ノ言行ヲ以テ規範トシ、倫常ノ道ヲ守リ、苟且ニモ非義ノ行ヲ為スベカラズ。

二、妄リニ吉凶禍福ヲ説キ、衆諸ヲ惑シ貪財ノ行ヲ為スベカラズ。

四、疾病ヲトフニ医薬ヲ指図シ、及ビ人ノ命数ヲ語ルベカラズ。

六、妄リニ路傍ニイミ、売トヲ促スベカラズ。

第七条 隱陽師タルモノハ、本院ヨリ下附スル所ノ標

札ヲ門戸ノ見易キ所ノ掲グベシ。

の態である。こうした動きを喚起したものは何であつたかを考えてみると、その一つは国家による教会結社設立の奨励であつたろう。すなわち、近代国家建設を支える国民道德・慈善思想・啓蒙思想・社会改良思想などを、民間に醸成する意図のもとに宗教的団体としての教会・結社が育成されており、それに呼応したと考えられる。そして、より直接的な契機は明治十七(一八八四)年十月三十日附内務省達戊第二号の「教院、教会所、法務所、講社事務所ノ類⁽²⁾」は地方庁へ届け出て許可を得ることの法令にあつたらしい。⁽³⁾さらには、明治二五年に内務省達として禁厭祈祷による医療類似行為禁止が令せられており、正しい目的の正しい宗教結社であることを標榜せずに陰陽道的活動ができないなくなつたことを睨んでの旗揚げであつたと思われる。土御門家の場合には、正流以外の者による組織化の動きは許せないことも旗揚げの一つの理由になつてゐたであろう。もう一つの大きな背景は、ここまで私称陰陽師の横行が叫ばれるほどに、民間に素人占い師が溢れたからであろう。明治政府御用の鉄道敷設用地事業等で成功し、當時一躍、事業家として名を馳せるようになった高島嘉右衛門が、その成功は易占に依つたとする著書『高島易断』を刊行した

のは明治十九（一八八六）年のことであつた。世に占い

おわりに

ブームが巻き起こり、にわか易者や易者志望者が急増した結果、正統派陰陽道あるいは正統と自負する陰陽道が門人組織化活動を開始したということであろう。正しいとする修法の伝授のために、いずれの教会本部の場合も講習教程と学階差による段階的地位資格を決めていた。

土御門家による陰陽道組織の直接的・全国的再興は認可されなかつたようであるが、かつてその家司（事務役）を勤めていた京都の諸家により、土御門家を総裁に戴く「陰陽道本所」は明治二六（一八九三）年六月二一日に京都府の認可をうけて創立された。その設立広告は（『若杉家文書』）、
今回、陰陽道本所仮事務所左ニ設置候条、土御門管理
ニ志アル陰陽師并ニ元配下歴代ノ諸氏ハ、必ス至急御
出頭、規則書熟覽之上、加入申込アルヘシ。
と謳つて、旧配下の再組織化を中心に土御門家に代わつて陰陽道の古法を授け、公正真実の風を養成するとしたのである。この組織は陰陽師免許を発給し、正統であるだけに相当の門人を得ることに成功し、「加入者名簿」（『若杉家文書』）によると京都府下六五名、大阪府下二八名、滋賀県下三七名など、近畿地方を中心に一部九州・東北地方までを加えて一三〇名の加入者を数えた。

本稿について一応の結論を示すとするならば、維新政府による明治三年閏十月の天社神道門人免許禁止は、文字通り近世陰陽道秩序を破壊するに十分であつたと言える。もともと民俗宗教者・民間芸能者を組織した性格の濃いものであつたから、民俗宗教および宗教類似行為を非文明的と見做した維新政府の方向からすれば、陰陽師は近代社会に不必要な存在とすることも理由が無いわけではなかつた。しかし、それまでは公認宗教者として現実に多数存在し

以上の他にも陰陽道を名乗る地方教団はいくつか起こつたようであるが、「陰陽道本所」の試みを含めても全国的な陰陽師の組織化は成功しなかつた。とはいへ、陰陽師が国内を横行していた事実だけは散見されるのであり、滋賀県甲南町の『眞岡家文書』^②に、明治三八（一九〇五）年二月末から四国宇和島の士族出身の陰陽師が逗留し、眞岡家では「家相地相之形図方位」などの図を書写させてもらつたとある。この陰陽師は、静岡市に本拠を置き子爵交野時萬を総裁とする教団のものであつたというから、これは明治二六年ころ設立の「陰陽道事務所」所属陰陽師の徘徊の記録と言える。

ていた陰陽師は、新政府の法令だけで存在が否定され得るものでは無かつた。とくに、地域に集団として在つて占い・祈祷以外の生業を有していた陰陽師の場合は、新たな所管者となつた府藩県に辛抱強く働きかけて営業権の認可を求める一方、集団を新時代に適合するものへと自己変革する動きをとつていった。散在の陰陽師にあつては廃業を余儀無くされるなど抑圧の日々が続いたが、それでも地域民衆社会の要求に支えられて、拝み屋・祈祷師として零細に生き延びた陰陽師たちも多かつたとせねばならない。そして、明治も二十年代の半ばに至つて世俗社会にまで近代化要請の気運が及ぶ時世となつたころ、諸宗教が社会改良・風俗矯正を叫んで教会・結社を多く結んでいく状況に乘じて、陰陽道も陰陽師の矯正による社会改良を目的に掲げて再興への動きが始まった。

かつての、王権の一翼を担つた時代の立場を離れた陰陽道・陰陽師は、類似宗教として抑圧される立場に甘んじさせられていたから、類似宗教からの脱皮を自ら目指すことでの近代的宗教を装つた団体として再生しようと図つた。社会風俗の改良を掲げるこうした再生への行動は、実は政府の要求する近代化に呼応する下からの動きと見ることができ、陰陽道による国体翼賛的な王権輔翼行動の復活と言え

ようかと思う。国家による民間宗教の統制とは、民間宗教を国家的に編成し、民間宗教の内容をも再編成していくものであつて、民間宗教の側にもこれを求める気運と理由があつて進行するものであろう。保守的・護国的立場から「近代」を標榜する宗教団体ができるいくところに、日本近代宗教の特質が見られるかと思う。また、それが近世宗教の日本近代における変容とも言えるのではないかと思う。いま、簡略に日本近代における陰陽師のゆくえについて列举するならば次のごとくにまとめられるであろう。

1 前近代からの既成教団への包摂

- 2 単独自営化（民間宗教者・民間芸能者化）
- 3 非公認結社宗教化

4 近代的事業形態化（営業集団化）

- 5 近代成立の教派神道・新宗教への包摂
- 6 新教団設立、およびそこへの参加
- 7 廃業

現在筆者の知る限りでは旧土御門家系陰陽師で宗教法人資格を得ているものは「天社土御門神道神社本庁」（福井県）「日之本教」（兵庫県）だけである。存続してきた陰陽師の多くが御嶽教などの教派神道に吸収されて姿を隠していることは確認されるのであるが、空前の占いブームの

今日でも、陰陽道の復活を唱える声はほとんど耳にしない現況と言えよう。それは、王権なるものの戦後における国民主権成立による変質に起因するのであろうと思う。

註

- ① 村山修一『日本陰陽道史総説』(塙書房 一九八一年)、
村山修一・木場明志他編『陰陽道叢書』1~4(名著出版
一九九一~三年)など。
- ② 今谷明『室町の王権』(中公新書 一九九〇年)に代表さ
れる。
- ③ 拙稿「近世土御門家の陰陽師支配と配下陰陽師」(大谷学
報)六、七卷三号、一九八二年)など。上記を含む数編は先掲
『陰陽道叢書』に収載している。
- ④ 国立国会図書館所蔵『風俗見聞録』卷一。
- ⑤ 近世陰陽道の概要および陰陽師の諸形態については、拙稿
「近世日本の陰陽道—陰陽師の存在形態を中心にして」(先掲
『陰陽道叢書』3所収総説論文)を参照戴きたい。
- ⑥ 一九九五年三月、日本近代仏教史研究会大会における菅根
幸裕氏研究発表「明治維新时期における『聖』の動搖について
—鉢叩念佛流本山京都空也堂を中心に—」による。
- ⑦ 一九九三年七月、日本近代仏教史研究会夏期セミナー発表
号所収、「民俗宗教の再編成」(日本近代仏教史研究)創刊
号所収、一九九四年)。
- ⑧ 宮内庁書陵部所蔵『諸国触頭名前仮留 元治元年』。
- ⑨ 兵庫県竹野町『安谷清家文書』。なお本史料は『竹野町史
—民俗・文化財・資料編—』に収載して戴いている。
- ⑩ 高橋延定「四条県政期に於ける民衆教化政策について」
〔『仏教史学研究』〕五卷一号所収、一九八二年)。
- ⑪ 渡邊敏夫『日本の暦』(雄山閣 一九七六年)。
- ⑫ 大谷大学文学部史学科学生、梯麗子・佐野陽子・島田幸子
氏らの教示と史料提供による。
- ⑬ 「安城歴史研究」一七号所収(安城市教育委員会、一九九
一年)。
- ⑭ 前注論文収載『安城市・西別所町町内会文書』。
- ⑮ 兵庫県立歴史博物館開館記念特別企画展図録『播州歌舞
伎』所収「古文書・古記録」より。
- ⑯ 前注に同じ。
- ⑰ 奈良市史編集室『吉川家文書目録—奈良暦の解説—』所収。
- ⑱ 岡田芳朗「明治改暦—時の文明開化—」所収写真史料より。
- ⑲ 注⑰に同じ。
- ⑳ 「宗教民俗研究」二号所収(日本宗教民俗学研究会、一九
九年)。
- ㉑ 「陰陽道教会」の明治二七年七月二八日附『陰陽道教会規
約并細則』序文にそのように述べている。
- ㉒ 『眞岡家文書』の被見については、御当主の眞岡孝至氏、
および滋賀県甲南町教育委員会の長峰透氏の御協力を得た。